



福岡県医発第1364号(地)
平成18年10月13日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 横 倉 義 武



福岡県歯科医師国民健康保険組合等の一部負担金割合の改正について（通知）

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、変更内容は下記の通りです。

記

1. 福岡県歯科医師国民健康保険組合

(1) 改正内容

区 分			現 行	改正後
70歳以上	一定以上 所得者	組 合 員	2 割	2 割
		世帯に属する者	2 割	3 割
	一 般		1 割	1 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



2. 福岡県薬剤師国民健康保険組合

(1) 改正内容

区 分		現 行	改正後
70歳以上	一定以上所得者	2 割	3 割
	一 般	1 割	1 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日



<公印省略>

18国援第2092号

平成18年9月29日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部長

福岡県歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正について（通知）

このことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき、認可しましたのでお知らせします。

なお、改正内容は下記のとおりですので関係機関へ周知いただきますようお願いします。

また、別紙のとおり福岡県歯科医師国民健康保険組合から周知依頼がありましたので、よろしくお取り扱いください。

記

保険者名	区 分			現 行	改正後	施行年月日
福岡県歯科 医師国民健 康保険組合	70歳 以上	一定以上	組 合 員	2割	2割	平成18年10月1日
		所得者	世帯に属する者	2割	3割	
	以上	一 般		1割	1割	

担当 国保・援護課施設医療係 酒井

TEL：092-643-3300

FAX：092-643-3303



福岡県歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正について

福岡県歯科医師国民健康保険組合規約の一部を次のとおり改正する。

記

○ 改正理由

健康保険法等の一部改正に伴う規約の一部改正並びに文言の整理を行うものである。

○ 改正条文

新旧条文対照表による

新旧条文対照表

改 正 条 文	現 行 条 文
第1条～第6条 (現行条文省略)	第1条～第6条 (現行条文省略)
(加入の申込)	(加入の申込)
第7条 組合に加入しようとする者は、別に定める書面をもって、その旨を組合に申込まなければならない。	第7条 組合に加入しようとする者は、別に定める書面をもって、その旨を組合に申込まなければならない。
2 前項の加入の申込みをした者は、理事が加入を受理した日に組合員となる。	2 前項の加入の申込みをした者は、理事が加入を受理した日に組合員となる。
3 前項の受理は、第1項の申込みをした日から30日以内にしなければならない。	3 前項の受理は、第1項の申込みをした日から30日以内にしなければならない。
4 前2項の規定にかかわらず、組合特定被保険者(健康保険法第3条第1項第7号又は同条第2項ただし書の規定により、健康保険の適用除外が承認された者)の資格取得の時期は、社会保険事務所において健康保険の適用除外とされた日をもって、理事が加入を受理した日とする。	4 第2項および第3項にかかわらず、組合特定被保険者(健康保険法第3条第1項第7号又は同条第2項ただし書の規定により、健康保険の適用除外が承認された者)の資格取得の時期は、社会保険事務所において健康保険の適用除外とされた日をもって、理事が加入を受理した日とする。
第8条～第10条 (現行条文省略)	第8条～第10条 (現行条文省略)
(一部負担金)	(一部負担金)
第11条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に該当各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。	第11条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に該当各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。
(1) 3歳に達する日の属する月の翌月以後であって、70歳に達する日の属する月以前である場合	(1) 次号から第5号までに掲げる場合以外の場合 10分の3
(7) 組合員である被保険者 10分の2	(2) 組合員である被保険者であって、70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2
(4) 組合員の世帯に属する被保険者 10分の3	

(2) 3歳に達する日の属する月以前である
場合 10分の2

(3) 70歳に達する日の属する月の翌月以
後である場合(次号に掲げる場合を除く。)
10分の1

(4) 70歳に達する日の属する月の翌月以
後である場合であつて、当該療養の給
付を受ける者の属する世帯に属する被
保険者(70歳に達する日の属する月の
翌月以後である場合に該当する者その
他国民健康保険法施行令(昭和33年政
令第362号)第27条の2第1項の規定する
者に限る。)について同条第2項に規定
するところにより算定した所得の額が
同条第3項に規定する額以上であると
き

(ア) 組合員である被保険者 10分の2

(イ) 組合員の世帯に属する被保険者
10分の3

(出産育児一時金)

第12条 組合は、被保険者が出産したときは、
当該被保険者の属する世帯の組合員に
対し、出産育児一時金として350,000
円を支給する。但し、2子目より
100,000円を加算し支給するものとする。

第13条～第60条 (現行条文省略)

第61条 組合は、偽り其他不正の行為によ
り保険料、一部負担金及びこの規約に
規定する過怠金の徴収を免れた者に対
し、その徴収を免れた金額の5倍に相
当する金額以下の過怠金を課する。

第62条～第63条 (現行条文省略)

附 則
(施行期日)

1. この規約は、平成18年10月1日から施行
する。

2. この規約による改正後の第12条の規定は、こ
の規約の施行の日以後の出産に基づく出産育児
一時金の支給について適用し、施行日前の出産
育児一時金の支給については、なお従前の例に
よる。

(3) 3歳に達する日の属する月以前である
場合 10分の2

(4) 70歳に達する日の属する月の翌月以
後である場合(次号に掲げる場合を除く。)
10分の1

(5) 70歳に達する日の属する月の翌月以
後である場合であつて、当該療養の給
付を受ける者の属する世帯に属する被
保険者(70歳に達する日の属する月の
翌月以後である場合に該当する者その
他国民健康保険法施行令(昭和33年政
令第362号)第27条の2第1項の規定する
者に限る。)について同条第2項に規定
するところにより算定した所得の額が
同条第3項に規定する額以上であると
き 10分の2

(出産育児一時金)

第12条 組合は、被保険者が出産したときは、
当該被保険者の属する世帯の組合員に
対し、出産育児一時金として300,000
円を支給する。但し、2子目より
100,000円を加算し支給するものとする。

第13条～第60条 (現行条文省略)

第61条 組合は、偽り其他不正の行為によ
り保険料、一部負担金及びこの規約に
規定する過料の徴収を免れた者に対し、
その徴収を免れた金額の5倍に相当す
る金額以下の過怠金を課する。

第62条～第63条 (現行条文省略)

平成 1 8 年 9 月 2 6 日

福岡県保健福祉部国保・援護課 殿
(施 設 医 療 係)

福岡県歯科医師国民健康保険組合
理 事 長 秋 山 治



福岡県歯科医師国民健康保険組合の給付割合について

本組合の運営につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本組合では平成 1 8 年 1 0 月 1 日から、給付割合を下記のとおり一部変更するよう
第 4 回理事会（平成 1 8 年 9 月 2 5 日開催）で決定しましたので、お知らせいたします。
つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

○福岡県歯科医師国民健康保険組合の給付割合

平成18年9月まで

3歳未満		8割
3～69歳	本人	8割
	家族	7割
前期高齢者	一般	9割
	一定以上所得者 (現役並み所得者)	8割
老人保健対象者	一般	9割
	一定以上所得者 (現役並み所得者)	8割

→

平成18年10月から

3歳未満		8割			
3～69歳	本人	8割			
	家族	7割			
前期高齢者 (※1)	一般	9割			
	一定以上所得者 (現役並み所得者)	<table><tr><td>本人</td><td>8割(※2)</td></tr><tr><td>家族</td><td>7割</td></tr></table>	本人	8割(※2)	家族
本人	8割(※2)				
家族	7割				
老人保健対象者	一般	9割			
	一定以上所得者 (現役並み所得者)	7割			

(※1) 7 0 歳から 7 4 歳までの被保険者（但し、老人保健法の対象者を除く）

(※2) 給付率を引き上げている国保組合においては、被保険者証に記載した一部負担
割合の負担となるため。

医療機関において、診療報酬明細書に記載する入外区分は、入院は 9、外来は
0 をご使用ください。

<公印省略>

18国援第2089号
平成18年9月29日

福岡県医師会長 殿
福岡県歯科医師会長 殿
福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部長

福岡県薬剤師国民健康保険組合規約の一部改正について（通知）

このことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき、認可しましたのでお知らせします。

なお、改正内容は下記のとおりですので関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

保険者名	区 分		現 行	改正後	施行年月日
福岡県薬剤師 国民健康 保険組合	70歳	一定以上所得者	2割	3割	平成18年10月1日
	以 上	一 般	1割	1割	

担当 国保・援護課施設医療係 酒井
TEL：092-643-3300
FAX：092-643-3303



○改正内容

(一部負担金)

第10条第一号中「次号から第4号までに掲げる場合以外の」を「3歳に達する日の属する月の翌月以後であって、70歳に達する日の属する月以前である」に改め、同条第四号中「10分2」を「10分の3」に改める。

＊ 附 則

この規約は、平成18年10月1日から施行する。

新旧条文対照表

改 正 条 文	現 行 条 文
(一部負担金) 第10条 (略)	(一部負担金) 第10条 保険医療機関又は、保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。
一 <u>3歳に達する日の属する月の翌月以後であって、70歳に達する日の属する月以前である場合</u> 10分の3	一 <u>次号から第4号までに掲げる場合以外の場合</u> 10分の3
二 (略)	二 (略)
三 (略)	三 (略)
四 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき <u>10分の3</u>	四 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき <u>10分の2</u>